

# 目 次

第1章 保育の意義と制度.....	4
《第1節 保育の理念と概念》.....	4
《第2節 保育所保育》.....	5
《第3節 その他の保育の場》.....	8
《第4節 子ども・子育て支援新制度の概要》.....	10
《第5節 子ども・子育て支援新制度に位置づけられた主な事業等》.....	15
《第6節 保育士の資格と任務》.....	19
第2章 保育所保育指針における保育の基本.....	21
《第1節 保育の原理等》.....	21
《第2節 子どもの発達》.....	24
《第3節 保育の内容》.....	26
《第4節 健康及び安全》.....	30
《第5節 保護者に対する支援》.....	31
《第6節 職員の資質向上》.....	32
第3章 保育の計画と評価、保育サービスの質の向上.....	33
《第1節 保育の計画》.....	33
《第2節 保育の記録と評価》.....	35
《第3節 苦情解決》.....	37

第4章 保育の思想と歴史の変遷.....	38
《第1節 諸外国の保育の思想と歴史》.....	38
《第2節 日本の保育の思想と歴史》.....	40
第5章 保育の現状と課題.....	43
《第1節 諸外国の保育の現状と課題》.....	43
《第2節 日本の保育の現状と課題》.....	44

※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の( )には、同じ語句が入ります。

※ 「認定こども園法」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」における「保育士」は、国家戦略特別区域限定保育士事業実施区域内にある施設にあつては、「保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(いわゆる地域限定保育士)」と読み替えるものとします(設備運営基準33条1項等)。

## 第1章 保育の意義と制度

### 《第1節 保育の理念と概念》

1	1989年に国際連合総会で採択され、（ A ）年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」は、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「（ B ）」として尊重することを基本としている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	<b>児童の権利に関する条約 第3条【抜粋】</b> ① 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は（ A ）のいずれによって行われるものであっても、児童の（ B ）が主として考慮されるものとする。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	<b>児童の権利に関する条約 第6条</b> ① 締約国は、すべての児童が（ A ）に対する固有の権利を有することを認める。 ② 締約国は、児童の生存及び（ B ）を可能な最大限の範囲において確保する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	<b>児童の権利に関する条約 第7条【抜粋】</b> ① 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から（ A ）を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその（ B ）を知りかつその（ B ）によって（ C ）される権利を有する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	<b>児童の権利に関する条約 第18条【抜粋】</b> ① 締約国は、児童の養育及び発達について（ A ）が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。（ A ）又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての（ B ）な責任を有する。児童の（ C ）は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	<b>児童の権利に関する条約 第31条【抜粋】</b> ① 締約国は、休息及び（ A ）についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及び（ B ）の活動を行い並びに（ C ）な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

7	<p><b>児童福祉法 第3条の2【抜粋】（国及び地方公共団体の責務）</b></p> <p>国及び地方公共団体は、児童が（ A ）において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の（ B ）を支援しなければならない。</p>	□□□
8	<p><b>児童の権利に関する宣言（児童権利宣言） 前文【抜粋】</b></p> <p>児童は、身体的及び精神的に（ A ）であるため、その出生の前後において、適当な法律上の（ B ）を含めて、（ C ）これを守り、かつ、世話することが必要である。</p>	□□□
9	<p><b>児童憲章 前文</b></p> <p>われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の（ A ）をはかるために、この憲章を定める。</p> <p>児童は、（ B ）として尊ばれる。</p> <p>児童は、（ C ）の一員として重んぜられる。</p> <p>児童は、よい（ D ）のなかで育てられる。</p>	□□□

《第2節 保育所保育》

1	<p><b>児童福祉法 第39条（保育所）</b></p> <p>① 保育所は、（ A ）乳児・幼児を日々（ B ）の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が（ C ）人以上であるものに限り、（ D ）を除く。）とする。</p> <p>② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、（ A ）その他の児童を日々（ B ）の下から通わせて保育することができる。</p>	□□□
2	<p>市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、あらかじめ必要な事項を（ A ）に届け出て、また、国、都道府県および市町村以外の者は、（ A ）の（ B ）を得て、保育所等の児童福祉施設を設置することができる（児童福祉法35条3項、同条4項）。</p>	□□□

<p>3</p>	<p><b>児童福祉法 第24条【抜粋】（保育の実施）</b></p> <p>① 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について（ A ）場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（（ B ）法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。</p> <p>② 市町村は、前項に規定する児童に対し、（ B ）法第2条第6項に規定する（ B ）（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたもの*に限る。）又は（ C ）等（（ C ）、（ D ）事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>* 「子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたもの」          = （ E ）費の支給に係る施設として確認を受けた教育・保育施設（特定教育・保育施設）</p>	<p>□□□</p>
<p>4</p>	<p>子ども・子育て支援新制度において、保育所は、（ A ）給付と（ B ）給付のうち、（ A ）給付の対象に位置づけられている。</p>	<p>□□□</p>
<p>5</p>	<p><b>児童福祉法 第48条の4【抜粋】（保育所の情報提供努力義務）</b></p> <p>① 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の（ A ）に対してその行う保育に関し（ B ）を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する（ C ）に応じ、及び（ D ）を行うよう努めなければならない。</p>	<p>□□□</p>
<p>6</p>	<p>乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室または（ A ）、（ B ）、調理室および便所を設けること（設備運営基準32条1号）。</p> <p>満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、（ C ）または遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室および便所を設けること（設備運営基準32条5号）。</p> <p>乳児室、（ A ）、（ C ）または遊戯室を2階に設ける建物は、（ D ）に規定する耐火建築物または一定の準耐火建築物であること（設備運営基準32条8号イ）。</p>	<p>□□□</p>